

京都市告示第604号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年3月1日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社 Haruka.	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス るりいろ 2650500024	京都市南区東九条柳下町6-1	平成30年2月28日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)